

○経済産業省告示第四十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役員取引等）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十五日

経済産業大臣 萩生田光一

第二号の次に次の四号を加える。

二の二 ベラルーシ政府その他の関係機関、ベラルーシの法令に基づき設立された法人その他の団体、ベラルーシ以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所又はベラルーシ内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）が交付されているものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（プログラム又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行うためのプログラムを提供

するものであつて、本邦及び別表第二に掲げる地域の法令に基づき設立された法人その他の団体（以下「別表第二地域等設立法人等」という。）が単独又は共同で全額出資するベラルーシ内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のベラルーシ内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

イ 外国為替令（以下「令」という。）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

ロ 別表第一（第二十七号を除く。）に掲げる技術（令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

二の三 輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件（令和四年外務省告示第百四号）で定めるものをいう。）に対し行う技術を提供する取引

二の四 ロシア政府その他の関係機関、ロシアの法令に基づき設立された法人その他の団体、ロシア以外の

地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のロシア内の支店、出張所その他の事務所又はロシア内に住所若しくは居所を有する自然人（本邦に滞在する者であつて、在留資格認定証明書が交付されているものを除く。）に対し行う次に掲げる取引（プログラム（法第二十五条第一項又は第六項の規定による許可を受けて提供したものに限る。）の機能修正を行うためのプログラムを提供するものであつて、別表第二地域等設立法人等が単独又は共同で全額出資するロシア内の法人その他の団体及び別表第二地域等設立法人等のロシア内の支店、出張所その他の事務所に対し行うもの並びに次号に掲げるものを除く。）

イ 令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を提供する取引（国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのないものに限る。）

ロ 別表第一に掲げる技術（令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる技術を除く。）を提供する取引

二の五 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシアの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に対し行う技術を提供する取引

附則の次に次の二表を加える。

別表第一（第二号の二、第二号の四関係）

- 一 輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号。以下「別表第二の三貨物省令」という。）第一条、第二条、第四条又は第五条のいずれかに該当するもの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム及び輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「別表第一貨物等省令」という。）第六条第十七号ト又はチに該当するものの使用のために特に設計したプログラム
- 二 別表第二の三貨物省令第一条、第二条又は第四条から第六条までのいずれかに該当するもの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
- 三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの  
イ プログラムの検査及び検証用のものであつて、数学技術及び解析技術を使用し、五〇〇、〇〇〇を超えるソースコードの命令を有するプログラムのために設計又は改造したもの  
ロ 外部のセンサーからオンラインで得られたデータに基づきソースコードの自動生成を可能にするもの

ハ オペレーティングシステムのプログラムであつて、二〇マイクロ秒未満の割り込み待ち時間を保証する実時間処理を行う装置のために特に設計したもの

四 別表第一貨物等省令第三条第二十三号又は別表第二の三貨物省令第七条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したプログラム

五 第三号、第四号又は別表第二の三貨物省令第七条のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

六 データの並列処理機能のために設計した装置の設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）

七 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 別表第二の三貨物省令第八条又は第九条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したもの

ロ ダイナミックルーティングのために特に設計したもの（オブジェクトコードで表現されたものを除く。）

八 技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第七号又は別表第二の三貨物省令第八条若しくは第九条に該当するものの設計、製造又は使用のためのも

ロ 水中用に特に設計した光ファイバーのコーティングのためのもの

ハ 同期デジタルハイアラーキ又は同期光伝送網技術を用いた装置の設計のためのもの

九 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 本号ロ又は別表第一貨物等省令第八条第九号イからホまでのいずれか及びへに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造したもの

ロ 別表第一貨物等省令第八条第九号イ又はハからホまでのいずれか及びへに該当するものの有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。）

ハ 別表第一貨物等省令第八条第九号ロ及びへに該当するものの有する機能と同等の機能を有するものであつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機

能を有効化するもの

十 第九号又は別表第二の三貨物省令第十一条に該当するものの使用のための技術（プログラムを除く。

）

十一 別表第一貨物等省令第九条第三号から第八号まで又は別表第二の三貨物省令第十二条若しくは第七号から第十九号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム

十二 別表第二の三貨物省令第十三条、第十五条又は第十六条のいずれかに該当するものの設計又は製造のために特に設計したプログラム

十三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 航空管制のために用いるプログラムのうち、航空管制を実施する組織に設置された汎用の電子計算機に搭載するアプリケーションプログラムであつて、二次監視レーダーのデータと相関しない場合に、当該組織より他の航空管制を実施する組織に一次レーダーのターゲットのデータを自動的に引き渡すことができるもの

- ロ 別表第二の三貨物省令第二十条第三号に該当するものために特に設計したもの
- 十四 別表第二の三貨物省令第十二条、第十七条から第十九条まで又は第二十条第三号のいずれかに該当するもの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）
- 十五 第十三号又は別表第二の三貨物省令第十三条、第十五条、第十六条若しくは第二十一条から第二十条までのいずれかに該当するもの設計又は製造のための技術（プログラムを除く。）
- 十六 技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 光学面の一スピンドル当たり年間一〇平方メートルを超える速度で光学部品を継続的に製造するた  
めのもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの
- （一） 光学面の面積が一平方メートルを超えるもの
- （二） 設計した波長（ $\lambda$ ）における表面形状精度の二乗平均平方根が $0.1\lambda$ を超えるもの
- ロ 透過させる光の帯域幅が一〇ナノメートル以下で、視野が四〇度を超え、かつ、分解能が一ミリラ  
ジアン当たり $0.75$ ラインペアを超える光学フィルターに係るもの
- ハ 別表第二の三貨物省令第十四条に該当するもの設計又は製造のためのもの



ニ 非三軸のフラックスゲート磁力計又はそのシステムの設計又は製造のために必要なものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) 一ヘルツ未満の周波数において感度（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値。(二)に  
おいて同じ。)が $0.05$ ナノテスラ未満のもの

(二) 一ヘルツ以上の周波数において感度が $0.001$ ナノテスラ未満のもの

ホ 赤外線の変換器の設計又は製造のために必要なものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)  $700$ ナノメートル超一、 $500$ ナノメートル以下の波長範囲で応答するもの

(二) 赤外線検出器、発光ダイオード及び赤外線を可視光に変換するためのナノクリスタルを組み  
合わせたもの

十七 航法装置及びアビオニクス装置の設計、製造又は使用のためのプログラム

十八 航法装置及びアビオニクス装置の設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

十九 別表第二の三貨物省令第二十六条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計又は改造

したプログラム

二十 石油及び天然ガス事業で使用する無人潜水艇の操作のために特に設計したプログラム

二十一 別表第二の三貨物省令第二十六条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

二十二 別表第二の三貨物省令第二十七条又は第三十条に該当するものの設計又は製造のためのプログラム

二十三 別表第二の三貨物省令第二十八条又は第三十一条に該当するものの設計又は製造のためのプログラム

二十四 別表第二の三貨物省令第二十七条又は第三十条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

二十五 別表第二の三貨物省令第二十八条又は第三十一条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。）

二十六 次のいずれかに該当するガスタービンエンジンの部分品に係る技術（プログラムを除く。）

イ ブレードのチップクリアランスをアクティブ制御するための装置

ロ タービンエンジンのローター組立品用の空気軸受

二十七 石油精製に係る技術であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 別表第二の三貨物省令第三十二条に該当するものの設計、製造又は使用のためのもの

ロ 水素製造、水素の回収及び精製、水素化精製又は製油所の燃料ガス処理及び硫黄回収に係るもの

別表第二（第二号の二、第二号の四関係）

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、アメリカ合衆国

## 附 則

1 この告示は、令和四年三月十八日から施行する。

2 第二号の二及び第二号の四の規定は、この告示の施行の日以後に開始される役務取引について適用する。

